

2018年7月2日

News Release

UBS アセット・マネジメント、『UBS 中国人民元債券ファンド』を設定 国内初¹、中国本土債への投資成果を追求する追加型投信

東京、2018年7月2日－UBS アセット・マネジメント株式会社(所在地:東京都千代田区、代表取締役社長:三木桂一)は、追加型投資信託「UBS 中国人民元債券ファンド」を7月31日に設定します。これは、中国本土市場で20年余にわたる投資実績を持つUBS アセット・マネジメントが、日本国内で初めて、中国の政府や企業などが中国本土で発行した人民元債券への投資アクセスを提供するファンドです。当ファンドの募集は7月2日から岩井コスモ証券株式会社にて開始します。

「UBS 中国人民元債券ファンド」は、中国人民元債券を実質的な主要投資対象とし、金利収入と人民元高による為替差益の獲得を目指します。

世界的な低金利環境の中、4%²台と相対的に高い利回り、かつ投資適格級である中国人民元債券に注目が集まっています。

中国本土における人民元債券市場は、2016年に中国インターバンク債券市場(CIBM)が海外機関投資家に開放されて以降、海外からの資金流入が継続しています。2018年には中国人民元債券が国際的なインデックスであるブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合インデックスに採用されることが発表され、更なる市場拡大が期待されます。人民元為替市場においても、国際通貨基金(IMF)による人民元の特別引出権(SDR)構成通貨への採用をはじめ、債券、株式、商品、資本市場の各市場で人民元の開放が進んでおり、構造的な中国への資金流入の波が起り始めています。

UBS アセット・マネジメントは外資系企業の中で先駆けて中国本土市場へ投資を開始し、中国で20年以上の投資経験、人材や運用インフラへの先行投資を背景に、初の中国人民元債券ファンド³を2018年3月にルクセンブルクにて設定しました。UBS アセット・マネジメントは、2018年4月に中国金融コンサルティング会社 Z-

¹中国居住者(政府や企業など)発行の中国本土債を主な投資対象とするファンドについて、モーニングスター・ダイレクトのデータを基に当社調べ(2018年5月末)。

²ブルームバーグ・バークレイズ・中国総合インデックス参照(2018年5月末データ)。

³UCITSの中で人民元建て債券に投資するファンドとして初。

Ben Advisors 社が発表した「2018 年中国外資系資産運用会社ランキング」("2018 China Rankings The top foreign firms in China")において第 1 位を獲得しました。

ご参考



出所: 各種資料を基に当社作成

上記は過去のデータであり、将来を示唆・保証するものではありません。

UBS アセット・マネジメントについて

UBS アセット・マネジメントは、世界 23 カ国で事業を大規模に営む資産運用部門です。当事業部門は、各国の機関投資家、ホールセールならびにウェルス・マネジメントの顧客に対し、主要な伝統的資産クラスからオルタナティブ資産クラスまで、広範にわたる投資能力及びスタイルを提供しています。欧州トップクラスのファンド・ハウス、スイス最大のミューチュアル・ファンド・マネージャー、世界 2 位のファンド・オブ・ヘッジファンド・マネジ



ヤーかつ世界最大級の不動産投資マネジャーを誇ります。2018年3月末現在、約88兆円の受託資産を運用しています。

お申込みメモ

信託期間	2018年7月31日から2028年7月25日(約10年)
購入単位	販売会社が独自に定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間においては1口当たり1円) 基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口=1円
換金単位	販売会社が独自に定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則として販売会社の営業日の午後3時までに受付けたものを当日の申込分とします。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。 なお、投資対象とする外国投資信託における解約制限の影響により、当ファンドの換金申込の一部または全部が行えなくなる場合があります。
購入・換金不可日	シンガポール証券取引所、上海証券取引所もしくは深セン証券取引所の休業日またはシンガポールもしくはルクセンブルクの銀行の休業日と同日の場合には、購入および換金の申込の受け付けは行いません。
購入・換金申込受付の中止および取り消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由等があると委託会社が判断したときは、購入・換金申込の受け付けを中止すること、およびすでに受付けた購入・換金申込を取消すことがあります。
繰上償還	各ファンドについて、信託契約締結日より1年経過後(2019年7月31日以降)に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときには、ファンドが繰上償還となることがあります。
決算日	[毎月決算型] 原則として毎月25日(休業日の場合は翌営業日) 第1期決算日は、2018年10月25日 [年2回決算型] 原則として毎年1月25日および7月25日(休業日の場合は翌営業日) 第1期決算日は、2019年1月25日
収益分配	毎決算時に各ファンドの収益分配方針に基づいて分配を行います。(再投資可能)
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。
受託会社	株式会社りそな銀行(信託財産の管理・保管等)

投資リスク

◎基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を受けませんが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

■公社債に関する価格変動リスク

当ファンドは公社債へ投資を行います。公社債の価格は、主に金利の変動(金利変動リスク)および発行体の信用力の変化(信用リスク)の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、公社債の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

■カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。なお、当ファンドが実質的に投資を行う新興諸国・地域には、一般的に先進国と比較して、「政治・経済および社会情勢等の変化の度合いおよび速度が大きい傾向にあること」、「資産の移転に関する規制等が導入される可能性が高いこと」、「企業等の開示に関する正確な情報確保が難しいこと」等のリスクおよび留意点があります。なお、当ファンドが投資対象とする中国人民元債券には、中国国内の信用格付会社により格付けが付与された銘柄があり、その格付けのランク※が国際的な信用格付会社の評価と異なることに留意が必要です。また、中国の証券市場では、内外資本取引に制限が設けられており、中国政府当局の政策変更等により、現在の通貨規制、資本規制、税制等が突然変更される可能性があります。中国人民元債券には、こうした中国証券制度上の制限や規制等の変更の影響を受けることがあります。これらの要因により当ファンドの基準価額が大きく影響を受けることや、ファンドの換金請求代金等の支払いが遅延したり、信託財産の一部の回収が困難となったり、また市場の急激な変動により基準価額が大きく下落する場合があります。※格付けのランクとは、例えば代表的な国際的な信用格付会社の1社であるS&Pグローバル・レーティング社の場合、「AAA」を最上位として最下位「D」までの間で表示され、「BBB-」以上を投資適格としています。

■為替変動リスク

実質外貨建資産については原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、円と実質外貨建資産に係る通貨との為替変動の影響を受けることになり、円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

〔クーリング・オフ〕

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

〔指定外国投資信託における解約制限〕

指定外国投資信託では、1 日の解約額が指定外国投資信託の純資産総額の 10%を超える等大量の解約が集中した場合に、解約申込に制限をかける場合があります。これにより、当ファンドの換金申込の一部または全部が行えないなどの影響を受ける可能性があります。

〔分配金に関する留意点〕

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

リスク管理体制

委託会社では、取引の執行については、運用部門が投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って執行します。取引の管理については、管理部門は運用ガイドラインに則って適切な運用がなされているか、および運用結果の定期的な検証を通じて、各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。

ファンドの費用

■ 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込日の翌営業日の基準価額(当初申込期間においては1口当たり1円)に、以下の手数料率を乗じた額とします。(購入時手数料=購入口数×基準価額×手数料率) 3.24%以内(税抜3.00%以内) 購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。
換金(解約)時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)

■各ファンド	<p>日々の純資産総額に対して年率 1.1124% (税抜年率 1.03%) を乗じて得た額とします。 (運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率) 配分は以下の通りです。 (税抜、年率表示)</p> <p>※運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p>		
	委託会社	0.5%	委託した資金の運用の対価
	販売会社	0.5%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
	受託会社	0.03%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価
投資対象とする投資信託証券	<p>ファンドの純資産総額に対して年率 0.18%程度 (委託会社が試算した概算値)</p>		
実質的な負担	<p>ファンドの純資産総額に対して年率 1.2924%程度</p>		

その他の費用・手数料

<p>諸費用(日々の純資産総額に対して上限年率 0.10%)として、原則毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われる主な費用</p>	
監査費用	監査法人等に支払うファンド監査に係る費用
印刷費用等	法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET 含む)等
<p>実費として、原則発生 of 都度ファンドから支払われる主な費用</p>	
売買委託手数料	有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料
保管費用	海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用
<p>※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。</p>	



※投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。

本資料は、UBSアセット・マネジメント株式会社によって作成されたものであり、法令に基づく開示資料ではありません。投資信託は値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本は保証されているものではありません。また、投資信託は預貯金とは異なり、元本は保証されておらず、投資した資産の減少を含むリスクがあることをご理解の上、購入のお申込をお願いいたします。投資信託は預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関を通じてご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。本資料で使用している指数等に係る知的所有権、その他一切の権利は、当該指数等の開発元または公表元に帰属します。本資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成されておりますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。本資料に記載されている内容・数値・図表・意見・予測等は、本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。購入のお申込にあたっては、販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)等をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断くださいますようお願いいたします。

商 号: UBS アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 412 号

加入協会: 一般社団法人投資信託協会/一般社団法人日本投資顧問業協会

©UBS 2018. キーシンボル及び UBS の各標章は、UBS の登録又は未登録商標です。UBS は全ての権利を留保します。